



2025年8月25日

各 位

会社名 フリー株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 佐々木 大輔  
(コード番号：4478 東証グロース)  
問合せ先 常務執行役員 CFO 坪井 亜美  
(TEL. 03-6683-0242)

### 譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に係る報酬改定に関するお知らせ

当社は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会においてご承認をいただいている当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役①」という）向けの譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度、並びに当社の監査等委員である取締役（以下、「対象取締役②」という）向けの譲渡制限付株式報酬制度について、本日開催の取締役会において、報酬枠の改定（以下、「本改定」という）を行うことを決議するとともに、本改定に関する議案を2025年9月26日に開催予定の第13期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本改定の目的

##### (1) 対象取締役①向けの株式報酬制度の報酬改定について

当社は、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、対象取締役①向けの報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度Ⅰ」という。）及び業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度Ⅱ」という。）の導入、並びに対象取締役に支給される金銭報酬債権の総額及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限について、基本報酬とは別枠で、各制度につき年額6千万円以内及び普通株式12,000株以内とする旨をご承認いただいております。また、2024年9月27日開催の第12期定時株主総会において、本制度Ⅱに係る算定方法の改定についてご承認いただいております。

今般、2021年における上記報酬枠の設定時から当社を取り巻く競争環境が変化していること、また、2025年6月期において、2022年6月期に開示した財務目標値の通り、当社の創業後初の黒字化を達成し、新たな成長戦略のフェーズに入ることを踏まえ、より柔軟な株式報酬の設計を可能にすることで、企業価値のさらなる持続的な向上を図り、株主の皆様とより一層の価値共有を図ることと併せて、業績目標等の達成のための強いインセンティブにすることを目的に、本制度Ⅰ及びⅡの報酬枠について見直しを行いました。

##### (2) 対象取締役②向けの譲渡制限付株式報酬制度の改定について

対象取締役②向けの譲渡制限付株式報酬制度についても同様に、2021年9月29日開催の第9期定時株主総会において、その導入、並びに対象取締役②に支給される金銭報酬債権の総額及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限について、基本報酬とは別枠で、年額1千5百万円以内及び普通株式3,000株以内とする旨をご承認いただいております。

今般、2021年における上記報酬枠の設定時から当社を取り巻く競争環境が変化していることを踏まえ、株主の皆様とのより一層の価値共有を図り、当社の企業価値の棄損の防止及び信用維持への

適切なレベルでのインセンティブとすることを目的として、本制度の報酬枠について見直しを行いました。

## 2. 本改定の概要

### (1) 対象取締役①向けの株式報酬の上限

改定後の本制度Ⅰ及びⅡにより対象取締役①に支給される金銭報酬債権の総額及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限について、基本報酬とは別枠で、それぞれ、年額1億円以内及び普通株式67,000株以内となります。

### (2) 対象取締役②向けの株式報酬の上限

改定後の譲渡制限付株式報酬制度により対象取締役②に支給される金銭報酬債権の総額及び発行又は処分を受ける当社の普通株式の上限について、基本報酬とは別枠で、年額2千万円以内及び普通株式13,400株以内となります。

なお、対象取締役①向けの本制度Ⅰ及びⅡにより、当社が対象取締役①に対して交付する株式総数の上限は、合計年134,000株ですが、当該株式数の発行済株式総数59,221,680株（2025年6月末現在）に占める割合は約0.23%であり、希釈化率は軽微であると考えております。同様に、対象取締役②向けの譲渡制限付株式報酬制度により当社が対象取締役②に対して交付する株式総数の上限は、年13,400株ですが、当該株式数の発行済株式総数59,221,680株（2025年6月末現在）に占める割合は約0.02%であり、希釈化率は軽微であると考えております。

### (ご参考)

当社の社内取締役（対象取締役①）向けの業績連動型株式報酬制度等に係る具体的な設計方針は以下の通りとすることを予定しており、詳細は当社取締役会において決定します。

当社の業績連動型株式報酬制度等は、中長期的な成長戦略及び財務目標値達成への進捗状況と連動し、その達成のインセンティブとなるよう、以下の通り設計する予定です。

- ・単年の業績連動型株式報酬の支給条件となる評価指標は、当社の中長期成長戦略である「スモールビジネス経営のデファクトスタンダード」の実現に向けた進捗を測る社内指標の達成度とします。具体的には、ARR（年間経常収益）の増分及び顧客数の増分に関する社内目標値を評価指標とする予定です。

- ・また、今般2028年6月期の財務目標値をアップデートしたことに伴い、当該期の業績連動型株式報酬の支給条件については、ARR（年間経常収益）の増分及び顧客数の増分に関する社内指標の達成に加え、2025年8月13日に開示している財務目標値（Rule of 40の達成、2028年6月期 対前年比売上高成長率20%以上）の達成を条件として設定する予定です。

- ・さらに、今後の当社役員報酬については、上記の財務目標値に対するより意欲的な目標値である、2028年6月期 対前年比売上高成長率25%の水準での達成を後押しするインセンティブとなるように設計していく方針です。

以上